

業継続計画



(株) ハーモスジャパン

障がい者グループホーム エンジェルリング

1・基本方針

第1に、職員も含め、人命の保護を最優先します。
第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。
第3に、余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

2・推進体制

主な役割	役職	担当者
責任者	社長	仲村健太郎
BCM 推進責任者	管理者	仲村健太郎
BCM 推進チーム	サービス管理責任者	古橋和香 小楠千枝

3・リスクの把握

・ハザードマップなどの確認 ⇒別紙にて添付

・各棟の避難場所、および経路
・各棟の土砂災害、該当河川の氾濫における浸水想定(ハザードマップ)

・被災想定

南海トラフを震源とするマグニチュード 8～9 クラスの地震が 30 年以内に発生する確率は 70～80% 程度とされている。当事業所はその影響下である。

本 BCP では最もリスクが高い災害として南海トラフ地震を対象とする。

また、本計画における施設及び周辺の被害を以下の通り想定する。

(浜松防災マップ、第 3 次被害想定から想定)

【エンジェルリング和合】 標高 18.3m

地震被害想定:震度 6 弱～6 強

液状化危険度:岩盤であるため危険度は低い

土砂災害想定:急傾斜地崩壊危険個所の付近であるため、崩壊による道路の遮断が推測される。

津波浸水域:浸水域外

天竜川・安間川・馬籠川・新川の氾濫:浸水域外

交通被害

道路:傾斜地崩壊によって通行止めの可能性、

避難所までの経路の確保困難となる可能性

橋梁:崩壊にて通行不可の可能性

鉄道:近隣になし

ライフライン(最大クラスで想定)

上水:被災直後に断水し、復旧に 6 週間程度

下水:被災直後に機能支障となり、復旧に 1 週間程度

電気:被災直後に停電し、復旧に 1 週間程度

ガス:揺れにて自動停止する。復旧に 1 週間程度

通信:(固定電話)被災直後に不通となり、復旧に 1～2 週間程度

(携帯電話)被災直後よりつながりにくくなる。復旧に 1 週間程度

(インターネット)被災直後に不通となり、復旧に 1 週間程度

【エンジェルリング三和】 標高 8.8m

地震被害想定:震度 6 弱～6 強

液状化危険度:危険度は小～中

土砂災害想定: 想定域外

津波浸水域:浸水の可能性は低いが、津波による河川の氾濫が推測される
天竜川・安間川・馬込川・芳川の氾濫:浸水の可能性あり。ハザードマップ参照

交通被害

道路:浸水による通行止めの可能性

橋梁:河川の氾濫、橋の崩落による通行止めの可能性

鉄道:東海道新幹線の高架橋の崩壊、災害時の脱線・逸脱事故の可能性

ライフライン(最大クラスで想定)

上水:被災直後に断水し、復旧に 6 週間程度

下水:被災直後に機能支障となり、復旧に 1 週間程度

電気:被災直後に停電し、復旧に 1 週間程度

ガス:揺れにて自動停止する。復旧に 1 週間程度

通信:(固定電話)被災直後に不通となり、復旧に 1～2 週間程度

(携帯電話)被災直後よりつながりにくなる。復旧に 1 週間程度

(インターネット)被災直後に不通となり、復旧に 1 週間程度

≪建物、設備被害(和合棟・三和棟共通)≫

・建物:窓ガラスが割れ飛散、壁や天井の一部が落下する可能性がある

・設備関連:施設内の什器・書棚や機器が転倒

都市ガスは緊急停止する

地盤沈下の影響で埋設配水管が破損する可能性がある

・IT 関連:業務用サーバーの一部が転倒により破損する

・自施設で想定される影響(最大クラスで想定)

【人的】

・死傷者が発生する可能性がある。(利用者、職員、職員の家族)

・安否不明者が発生する可能性がある。(利用者、職員、職員の家族)

・道路の寸断、通行不能により、出勤や帰宅が困難となる。また、車の使用が困難となり、徒歩での移動となる。

【物的】

・東海、破損個所の補修・復旧作業が必要となる。

・ライフラインの停止により、業務継続が困難となる。

【その他】

・トイレの使用不能、下水道の停止により衛生状況が悪化する。

・ゴミ、廃棄物の収集が行われなくなる。(一般、事業系とも)

・周囲に住宅があり、他の建物倒壊による被害や火災延焼の危険性がある。

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	懐中電灯(施設・居室)								
飲料水(上水道)	備蓄品のペットボトルで対応								
生活用水	*使用不可								
トイレ(下水道)	簡易トイレで対応								

LP ガス	*使用不可		
携帯電話	携帯バッテリー使用にて最小限の使用		
メール	携帯バッテリー使用にて最小限の使用		
通信	*使用不可		

*電力:復旧に1週間程度
 *上水道・生活用水:復旧に6週間程度
 *下水道:復旧に1週間程度
 *LP ガス:復旧に1週間程度
 *通信:復旧に1~2週間程度
 (浜松防災マップ、第3次被害想定から想定)

4・優先業務の選定

・優先する業務

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
安否確認・緊急時の対応	1人	0人	1人	1人
職場等との連絡・調整	1人	0人	1人	1人
食事の提供	1人	0人	1人	1人
利用者に対する相談業務	1人	0人	1人	1人
健康管理・金銭管理の援助	1人	0人	1人	1人
夜間における支援	0人	0人	0人	1人

(指定共同生活援助の内容)

共同生活援助計画の作成	安否確認・緊急時の対応
利用者に対する相談業務	職場等との連絡・調整
食事の提供	夜間における支援
健康管理・金銭管理の援助	その他日常生活に必要な援助
余暇活動の支援	

5・現状の課題と対策

検討部署	項目	課題内容	対応の方向性
和合	地震	建物倒壊の可能性	避難所への避難誘導
	風水害	土砂災害、交通支障の可能性	避難経路の安全確認
	火災	LPガス使用、火災発生の可能性 近隣火災、延焼の可能性	初期消火ののち屋外避難への誘導
三和 (A・B・C・D)	地震	建物倒壊の可能性	避難所への避難誘導
	風水害	浸水被害(床上・床下)	2階への避難誘導
	火災	近隣火災、延焼の可能性	屋外避難への誘導

6・訓練

(1)防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、防災訓練を毎年1回以上実施します。
(「社会福祉防災の日」の11月1日にあわせて、訓練を実施する。)

訓練には、次の事項を盛り込む

- ・地震発生時の初期対応に関する事
- ・災害対策室の設置及び運用に関する事
- ・情報の収集、伝達に関する事
- ・火災発生時の対応に関する事
- ・救出救護に関する事
- ・通報・初期消火・避難に関する事
- ・水害等の災害に関する事

(2)避難訓練

入所者の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

(3)防災教育

(次の教育を毎年1回以上実施します。)

- ・当施設の防災マニュアルの概要について
- ・各員の任務と行動基準について
- ・災害の一般知識について(地震、水害、火災等)
- ・応急処置について

(4)その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や、県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

7・評価と改善

年1回、BSM 推進メンバーにおいて、職員の防災・危機管理能力の向上及び BCP の内容理解や改善を目的とした協議・検討を行い、BCP や初動マニュアルに反映させる。

(主な内容)

- ・BCP の検証と改善点の洗い出し。
- ・災害対策本部メンバーの対応力の更新。

I・自施設での対応(自助)

1・平常時の対応

(1)建物・設備の安全対策

・人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策
屋内： 各居室、 共用スペース	・ガラス(窓、食器、書庫等)には、必要に応じて飛散防止フィルム等で補強します。
	・備品類(机、ロッカー、たんす、書棚、大型電化製品等)は、金具等によって床や壁にしっかりと固定します。
	・照明器具や壁掛け時計などは、取り付け状態を点検し、落下防止策を必要に応じて施します。
	・靴や厚手のスリッパを身近なところに常備します。(飛び散ったガラスの上を歩く時の保護のため)
	・収納スペースの扉は、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を施します。
	・重いもの(ガラス、陶器など)は、高い場所に置かず、安全な収納場所を定めておきます。

・設備の耐震措置 (屋外:施設周囲)

対象	対応策
屋外の環境	・看板や門、ブロック塀などの亀裂等の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行います。
	・台風など激しい風雨が予想される場合は、鉢植えや物干しなどの飛散防止を施します。
	・施設の構内に、震災などで倒壊の恐れのある工作物(物置、老木、プロパンガスボンベ等)がある場合は、点検を行い、必要に応じて固定、補修します。不用物であれば除去します。
	・排水溝の点検、清掃を行います。
建物全般	・必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行います。
	・かさ上げ工事や防水対策を必要に応じて実施します。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(2)電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
・照明	懐中電灯

(3)ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
・給湯	カセットコンロ

(4)水道が止まった場合の対策

・飲料水

・ペットボトルの水の備蓄(各棟 3 日分×4 人分)

・生活用水

・ポリタンク(20L、各棟 1 本ずつ)
・浴槽に貯水

(5)通信が麻痺した場合の対策

・携帯電話→SNS(LINE)／携帯メール

(6)システムが停止した場合の対策

・システムダウン時は手書きによる情報伝達
・データはクラウド保存(バックアップ不要)

(7)衛生面(トイレ等)の対策

簡易トイレ製品の備蓄(30 回分)
*簡易トイレの使用は利用者・職員共用とする。

(8)必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水 生活用水	1 人当たり 3L/日	3 年	リビング	サービス管理責任者
食料	一人当たり 3 食/日	3 年	リビング	サービス管理責任者

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
簡易トイレ	1(30 回分)	無	収納庫	サービス管理責任者
トイレトーパー	10 ロール	無	収納庫	サービス管理責任者
ウェットティッシュ	100 枚	無	収納庫	サービス管理責任者
タオル	10 枚	無	収納庫	サービス管理責任者
マスク	40 枚	無	収納庫	サービス管理責任者
フェイスシールド	5 枚	無	収納庫	サービス管理責任者
感染症対策キット	5 セット	無	収納庫	サービス管理責任者
手指消毒用アルコール	500 ml	無	備品庫	サービス管理責任者

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
カセットコンロ	1 個	収納庫	サービス管理責任者
ガスボンベ	3 本	収納庫	サービス管理責任者
携帯電話充電機能付きラジオ	1 個	収納庫	サービス管理責任者
乾電池	20 本	リビング	サービス管理責任者

懐中電灯	5 本	各居室・共用スペース	サービス管理責任者
誘導旗	1 本	玄関	サービス管理責任者
防災リュック	5 セット	収納庫	サービス管理責任者
ヘルメット	5 個	各居室	サービス管理責任者

(9) 資金手当て

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・火災保険で対応 ・一時的に各棟配備の小口現金で対応 |
|---|

2・緊急時の対応

BCP 発動

・基準

- | |
|--|
| <p>【地震による発動基準】
震度 5 弱以上の地震が発生した場合、又は津波警報が発令された場合に、初動対応を行う。</p> <p>【水害による発動基準】
床上、床下浸水被害が発生した場合</p> |
|--|

施設長が不在の場合の代替者。

管理者	サービス管理責任者	施設長
サービス管理責任者	施設長	現場職員

・発動基準

- | |
|--|
| <p>浜松市で震度 5 以上の地震が発生した場合、または浜松市沿岸に大津波警報が発令された場合は、自動的に BCP を発動する。BCP が発動された場合、まずは非常災害時マニュアルに沿って対応し、初動対応が完了した後、BCP に沿って行動を行う。</p> <p>その他、災害対策本部長(社長)が必要と判断した場合においても、BCP を発動する。</p> |
|--|

・対応体制

- | | | |
|------------------------------|--|--|
| (災害対策本部) | | |
| 任務: 災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮統制 | | |

役割	担当者	代行者
① 責任者(災害対策本部長)	社長	管理者
② 副責任者(災害対策本部長代理)	管理者	サービス管理責任者
③ 対策本部事務局班	サービス管理責任者	当直職員

- ① 責任者(災害対策本部長)
(任務)・災害対応や事業継続の方針や指揮統制の決定権者
・災害対策本部会議の招集
- ② 副責任者(災害対策本部代理)
(任務)・必要な助言を行うなど責任者を補佐
・責任者不在時の代行
- ③ 事務局班

(任務)責任者、副責任者の直接的な指揮下にあり、各棟の業務遂行状況等の情報収集や進捗管理等を行い、その情報を責任者・副責任者に報告する。

(業務内容)

- ・被災状況(災害発生地はどこか、施設内の状況、周辺)の情報収集、記録、報告
- ・震災対策上の重要事項の決定、指示・命令、発表
- ・利用者の安否の把握(すべての施設)
- ・職員の安否の把握
- ・職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示
- ・救出・救助の応援指示
- ・浜松市および関係施設との情報交換、支援要請

・対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
本社(静岡県浜松市中区塩町59-1 サクセス浜松第一ビル)	エンジェルリング和合(静岡県浜松市中区和合町18-2)	エンジェルリング三和(静岡県浜松市南区三和町100)

(1)安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

当日、夜間担当職員が利用者全員の安否確認を行う。
サービス管理責任者に SNS(会社専用アカウント)で報告。
サービス管理責任者から管理者に報告。

【医療機関への搬送方法】

車用車及び、現馬場職員の自家用車にて搬送。

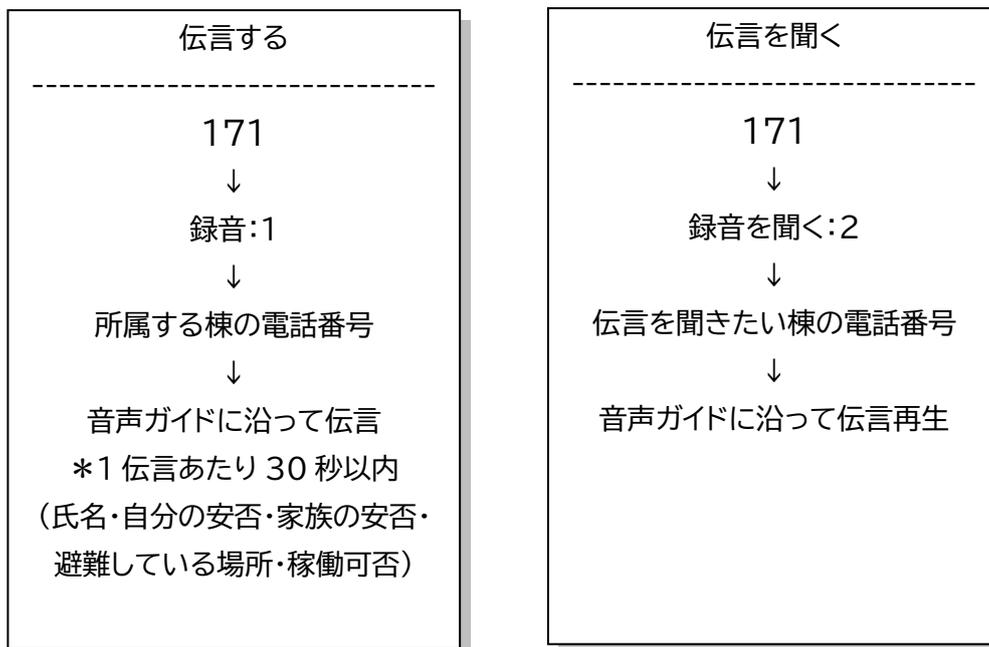
② 職員の安否確認

携帯電話が使用できる場合
「安否確認シート」の活用し、SNS(会社専用アカウント)にて報告する。

携帯電話使用不可の場合、災害用伝言ダイヤルを利用する。

・災害用伝言ダイヤル:171

<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171s/goriyou.html>



(2)職員の参集基準

・配備態勢

区分	基準	参集対象者
第 1 配備 (初動対応)	・浜松市で震度5弱以上 ・浜松市沿岸で津波警報	・責任者および災害対策本部 担当者 ・当直職員
第 2 配備 (BCP 発動)	・浜松市で震度5強以上 ・浜松市沿岸で大津波警報	・全職員

・施設外で被災した場合の行動、参集基準

第 1 配備	<p>(自宅被災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集対象職員は、自宅の被害状況、家族の安否確認後、直ちに本社または所属棟へ参集する。 ・参集経路が津波浸水域となっている場合など、参集が困難な場合は上位者に連絡を行う。 <p>(自宅外被災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに本社または所属棟へ参集する。出勤可能な場合でも、安全確保のため夜間及び日没直前には出勤しない。 ・参集経路が津波浸水域になっている場合や、遠方で被災し参集が困難な場合は、上位者に連絡を行う。
第 2 配備	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員は、災害用伝言ダイヤルに安否と出勤の可否を回答する。 ・出勤可能な場合は、安全に留意し、所属棟または避難所に参集する。 ・出勤可能な場合でも、安全確保のため夜間及び日没直前には出勤しない。

* 参集に際しては、余震や津波の危険性があるため自身の安全を最優先として行動する。
参集経路に津波浸水域がある場合は、無理に参集せず、津波からの避難を行う。

* 自宅が被災した際は、要連絡。本社の指示に従うこととする。

*災害時の災害情報を以下のツイッターから情報収集する。
【浜松市公式ツイッター】 URL:Hamamatsu_PR



(3)施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	(火事)初期消火を図り、屋外へ避難 (地震)身の安全を図り、安全が確保できる 場所へ移動 (風水害)2階へ直上避難	(和合)泉小学校 (三和)飯田小学校
避難方法	徒歩	徒歩

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	(火事)初期消火を図り、屋内であれば屋外 へ避難 (地震)身の安全を図り、安全が確保できる 場所へ移動 (風水害)2階以上の高い場所へ避難	(和合)泉小学校 (三和)飯田小学校
避難方法	徒歩	徒歩

(4)重要業務の継続

時間経過	実施する業務
被災当日	災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の安否確認、報告 ・ 職員の拠点確保 ・ 職員の招集、人員確保 ・ 業務の継続 ・ 利用者家族、行政、災害対策本部等への連絡 ・ 施設・設備被害状況確認(写真撮影、応急復旧) ・ 照明の確保 ・ トイレ対策 ・ 防寒・防暑対策 ・ 食事の手配 ・ 問合せ対応・情報発信
翌日～3日後	<発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の継続 ・ 職員の健康管理 ・ ボランティアの受け入れ ・ 衛生管理 ・ 警備

	<ul style="list-style-type: none"> 施設関係機関・他施設等との協力
4 日後～	<p><3 日後までの業務のうち、必要なものを継続></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の継続 職員の健康管理、ローテーション管理 情報システムの復旧 必要物資の調達、支援物資の受け入れ 被害箇所の復旧 行政、関係機関、災害対策本部などとの情報共有、調整

(5)職員の管理

・休憩場所、宿泊場所

リビング(直上避難時は利用者とプライベートを配慮しながらスペースの確保を行う)

・勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

基本、シフト通りで対応する

出勤困難の場合は上位者に連絡を行い、職員間でシフト調整し連携を図る

(6)復旧対応

・建物破損箇所の修理

・給排水設備の復旧

・被災時の施設の破損箇所確認シート → 別紙として添付。

各種業者連絡先一覧	担当	連絡先
食事	宅配クック	(和合)053-401-1230 (三和)053-431-3050
水道	浜松市上下水道部水道工事課	053-474-7411
ガス	中部電力パワーグリッド(株)浜松営業所	0120-977-542

II・ 他施設との連携

1・連携体制の構築

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

医療機関名	連絡先
中野内科クリニック	053-412-1200
三和診療所	053-465-1111

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先
和合町自治会	班長:小澤 053-476-7832
三和町自治会	班長:中田 053-460-3733

2・利用者情報の整理

- ・入居者基本情報
 - 半年ごとに更新
- ・避難時に持参する身分証明カード(避難時リュックとともに管理)
 - 半年ごとに更新
- ・日常生活調査票:避難所等の施設で活用
 - 半年ごとに調査・集計したものを、入居者情報とともに管理